

「快報 風険消息」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌「中国風険消息」の速報版です。

2020年11月2日

上海市公共衛生应急管理条例(11月施行)の概要について

11月1日、上海市公共衛生应急管理条例(以下、条例という)が施行された。計85条からなる条例では、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの対応を踏まえて、感染症発生時に政府機関、医療機関、企業、市民等が果たすべき義務や罰則が具体的に定められている。本稿では条例の各条文の中から、企業や個人が特に留意すべきポイントについて解説する。なお、上海市以外の省市においても同様の条例が公布される可能性があると思われるため、上海市に事業拠点が無い企業にも、ぜひご一読をお勧めしたい。

1. 条例の構成

条例は、以下9つの章で構成されている。各章のタイトル、記載内容の概要は表1のとおりである。

表1 条例の構成

章	タイトル	要旨
第一章	総則	条例の法的な位置づけ、施行目的、各対応主体(政府各部門、企業、個人等)が果たすべき義務等に関する総則
第二章	公共衛生社会統治	公衆衛生上、各対応主体が果たすべき義務(ITを活用した政府各部門間の連携、レストランにおける取り箸の使用励行等)
第三章	予防と応急準備	各対応主体が平時より実施すべき事前対策
第四章	監視と警戒	感染者の早期発見、情報共有のための官民連携プラットフォーム、感染症の警戒レベル(1~4級)、個人情報の取り扱い
第五章	応急処置	感染症発生時に各対応主体が実施すべき応急処置、禁止事項
第六章	医療救護	感染者、感染疑義者に対する医療・隔離措置
第七章	保障措置	市政府による各対応主体に対する保障・サポート
第八章	監督措置	市政府による各対応主体に対する監督
第九章	法律責任	条例に違反した場合の罰則

(出典)条例をもとに弊社にて作成

2. 企業・個人が留意すべき条文

条例は、上海市内の企業や市民が順守すべき義務や罰則にも具体的に言及している。企業・個人が特に留意・対応が必要と思われる条文を表2に各々整理する。なお、表2では各条文の内容の一部を抜粋して掲載している。各条文の正確な理解にあたっては原文を参照いただきたい。

表2 企業・個人が特に留意・対応すべき主な条文

条	テーマ	要旨(抜粋)
第九条	感染者等に対する差別の禁止	いかなる組織、個人も感染者や感染疑義者、その家族に対して差別を行ってはならない。感染地区や高リスク地区からの来訪者を差別してはならない。個人のプライバシーを漏洩してはならない。
第十八条	個人の心得	手洗い、食事のとりわけ、取り箸の使用等、健康管理や感染予防策を励行しなければならない。野生動物を食さない。流行期間中に公共の場所に入る場合は、要求に応じてマスクを着用し、ソーシャルディスタンスを確保する。犬や猫などのペットを飼う場合は、法に従ってワクチン接種を受ける。
第二十五条	防疫用品の備蓄	会社や家庭では、市が発布する感染予防や健康維持の情報に従って、適切な量の防疫用品、消毒用品、薬品等の物資を備蓄することを推奨する。
第三十六条	政府への報告	感染症の発生に関する情報を得た場合には、速やかに人民政府、衛生健康部門、防疫対策機関に報告しなければならない。もしくは12345 市民ホットラインに報告しなければならない。
第三十八条	警戒レベル	上海市は、公共衛生事件に対する警戒レベルを定める。緊急度や将来見通し、被害程度に基づいて警戒レベルを1～4級まで定める。(1級が最も高リスク)
第四十二条	地域ごとのリスク区分	地域ごとのリスク区分は、高リスク・中リスク・低リスクの3区分とする。
第四十三条	政府の緊急時対応	公共衛生事件の応急対応を開始する場合、人民政府は以下の対応を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・危険の制御、危険区域の表示、危険場所の封鎖、警戒区の区画 ・交通規制、道路入り口での検査・検疫 ・映画館、体育館、博物館、展覧館等の入場制限、閉鎖 ・工場や事業所の業務停止、学校の休学 ・感染症拡散地域の封鎖

第四十四条	企業の緊急時対応	<p>公共衛生事件の実際の状況や必要性に応じて、関係する企業は以下の対応を取らなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共場所や業務場所のエレベータ等は所定の基準に従って消毒する。セントラル空調システムは停止する。 ・公共場所ではソーシャルディスタンスを維持し、マスクを着用する。 ・感染者や疑義者が発生した場合は、速やかに現場検査を行う。 ・感染しやすいグループ、重症化しやすいグループにはワクチン接種や予防的な投薬を行う。
第四十五条	防疫機構の権利	<p>防疫機構が調査を行う場合、公共衛生事件に関係する会社や現場に立ち入り、関係者に調査を行ったり、資料やサンプルを採取する権利を有する。会社や個人はこれを妨害してはならない。</p>
第四十七条	隔離者への扱い	<p>政府は隔離された者に対する基本生活保障を行う。隔離されたものを雇用する会社は、隔離期間中も報酬の支払を停止してはならない。</p>
第四十八条	高リスク地区からの訪問者の扱い	<p>政府は高リスク地区に旅行もしくは居住する者を健康観察のために隔離することができる。</p>
第五十二条	企業の義務	<p>公的機関、事業者、社会組織は感染予防の責任と管理制度を強化し、監視と健康観察を行わなければならない。以上があれば政府部門に速やかに報告しなければならない。社内に感染者や感染疑義者が発生した場合には、速やかに医療機関を受診し、防疫機構等の対応に協力しなければならない。</p>
第六十一条	感染者の隔離	<p>甲類感染症の感染者や感染疑義者、法に基づいて隔離治療を受ける乙類感染者や感染疑義者は、所定の医療機関で集中的に隔離治療を行う。隔離治療を受ける者はこれに協力しなければならない。協力を拒む者は、法に基づいて公安機関の強制執行を受ける。</p>
第七十二条	医療費の保障	<p>基本医療保険に加入している患者は、基本医療保険、大病保険、医療救助等の給付を受けた後、個人負担部分は政府の財政補助を受けられる。基本医療保険に加入していない場合は、国家の規定に従って対応する。患者が病歴を偽ったり、高リスク地域への旅行・居住歴を隠した場合、隔離治療から逃れようとした場合は、その患者に対して政府の財政補助は与えない。</p>

第八十三条	罰則	個人・会社が本条例の規定に従わない、もしくは政府や関係部門の決定に従わない場合、公安機関が法律に基づいて処罰する。公共衛生事件の発生や被害拡大、他人の身体や財産に損害を与えた場合は民事責任、犯罪の場合は刑事責任を追及する。 個人が公共場所に入って規定に定める感染予防策を取らない場合は、公共場所の管理者はそのものに対するサービス提供を拒否することができる。
第八十四条	信用情報	本条例の規定に違反した会社・個人は、上海市の公共信用情報プラットフォームに登録し、法に基づいて懲戒措置を与える。

(出典) 条文を弊社にて一部抜粋の上日本語訳・要約

3. まとめ

今般施行された「上海市公共衛生应急管理条例」は、上海市内における新型コロナウイルス感染症への対応を通じて得られた知見をもとに、政府が各対応主体に求める対応を明文化したものであると思われる。そのため、実際に上海でコロナ禍に対する一連の対応を経験した立場から見ると、特段に新しい要素は見当たらない。従って、今回の条例をきっかけに、自社の感染症対応マニュアルや事業継続計画を大きく見直す必要性は大きくないと思われる。

ただし、コロナ禍を経ても、感染症対応マニュアルや事業継続計画の整備に着手できていない企業も、まだまだ少なくないと思われる。今回施行された条例は、上海市政府の新型コロナウイルス第二波、もしくは未知の感染症への強い危機感の表れであると思われる。民間企業としても遅れを取ることがないように、コロナ禍の教訓を生かした感染症対策を強力に推進していくことが必要である。

以上

執筆: インターリスク上海 董事総経理 飯田 剛史

瑛得管理諮詢(上海)は、中国・上海に設立されたMS&ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

<お問い合わせ先>

瑛得管理諮詢(上海)有限公司 (日本語表記: インターリスク上海)

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室

TEL:+86-(0)21-6841-0611(代表)